

東京都市計画地区計画の決定（練馬区決定）
都市計画三原台三丁目地区地区計画を次のように決定する。

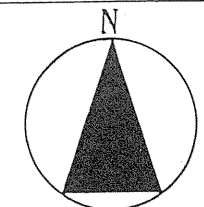
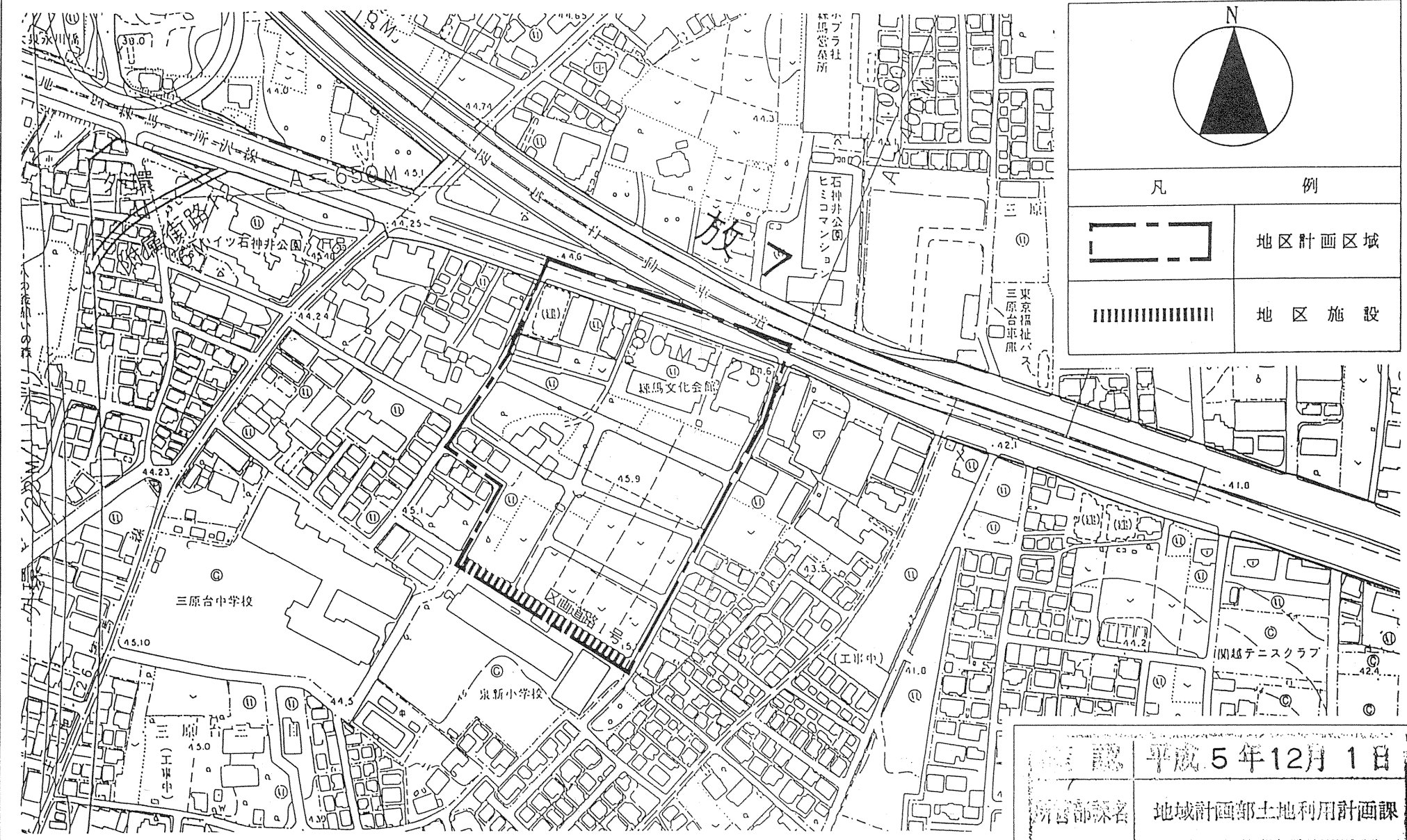
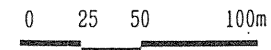
名 称	三原台三丁目地区地区計画	
位 置	東京都練馬区三原台三丁目地内	
面 積	約2.7ha	
区域の整備・開発および保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、その大部分が土地区画整理事業の施行により道路や公園等の都市基盤施設が整備され、また都市計画道路放射7号線に隣接し、都市計画道路東京外郭環状線にも近接することから今後市街化の進行が予想される地区である。 このため、建築物等に関する制限を行い、今後の市街化を適切に誘導することによって、緑豊かで潤いのある、調和のとれた街並をめざす。
	土地利用の方針	放射7号線の沿道地区については、周辺の環境を配慮したうえで沿道にふさわしい土地利用を図る。 その他の地区については、生産緑地地区を保全しつつ緑豊かな中小規模の調和のとれた住宅地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により整備される道路や公園の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。また、区画道路は、土地区画整理事業により整備される道路との整合を図り、適切に配置することにより地区内道路の機能の拡充を図る。
	建築物等の整備の方針	緑豊かで潤いのある、調和のとれた街並みの形成を図るため、次のとおり定める。 1. 敷地の細分化などによる日照や通風などの居住環境の悪化を防止するため敷地面積の最低限度を定める。 2. 小規模住宅と中規模住宅の調和や、潤いのある街並み形成のため壁面の位置の制限、形態意匠の制限を定める。 3. 豊かな緑を形成するため垣またはさくの構造の制限を定め、生垣化を推進する。

地区整備に関する事項	位 置	練馬区三原台三丁目地内				
	面 積	約2.7ha				
	地区お施よ設の規配模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路1号	6.5m	約106m	拡 幅
建築物等に	建築物の敷地面積の最低限度 ※	110㎡				
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線および隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし敷地面積が500㎡未満の場合および放射7号線を前面道路とする建築敷地についてはこの限りでない。				
	建築物等の形態または意匠の制限	建築物等の屋根および外壁またはこれに代わる柱は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩とする。				
事項	垣またはさくの構造の制限	道路に面して設ける垣またはさくの構造は、生け垣またはフェンス等透視可能な構造のものとする。ただし、高さ80cm以下の部分及び法令の制限などにより周囲の安全の確保や環境保全のためやむを得ないものについてはこの限りでない。				

「区域および地区施設の配置は計画図表示のとおり。」 注) ※は知事承認事項
(理由) 土地区画整理事業による公共施設整備とあわせて、緑豊かで潤いのある、調和のとれた住宅市街地環境の形成を図るため、地区計画を決定する。

東京都市計画 三原台三丁目地区地区計画 計画図

(位置) 三原台三丁目地内



凡	例
	地区計画区域
	地区施設

承認 平成 5 年 12 月 1 日
 所管部課名 地域計画部土地利用計画課